

第8回定時代議員総会

税理士の窮状に直視

体制刷新の決意固める

全国青年税理士連盟第八回定時代議員総会（奈良大会）は七月十三日（日）、奈良県文化会館で盛大に挙行された。当日、奈良の都は一面の薄雲に覆われていた。時折、霧状の雨が、見はるかす山波からパラパラと風にさそわれ舞いおちてきた。時に午前十一時、ようやく目覚めた駅前の通りを三々五々、青年税理士が一筋の流れとなつて会場へ続いた。北は岩手から南は鹿児島まで、全国の会員がこの一年の苦楽を胸にして集結した。前夜に到着し、地元会員宅に宿泊した遠方会員も多かつた。

定刻、二百余名の参会者は五カ所の分科会場に分散した。そして導入計画の逼迫した付加価値税を究明し、税理士法改正の過程を論じ、顧問税理士問題に認識を深めた。また日常業務の開発成果や現行税制の矛盾が解見された。

続いて総会は会館大会場で開催された。来賓に政界各党、奈良県知事（代理）そして友好団体を迎へ、祝電も次々と寄せられてきた。日税連の会長選挙期であり、波多野東京税理士会々長が駆けつけ、業界の窮状と日税連の体制刷新が強く訴えられた。

そして議事も積極的な質疑の中で順調に進行し、新らなる決意を固めることができた。

当日、奈良の都は一面の薄雲に覆われていた。時折、霧状の雨が、見はるかす山波からパラパラと風にさそわれ舞いおちてきた。時に午前十一時、ようやく目覚めた駅前の通りを三々五々、青年税理士が一筋の流れとなつて会場へ続いた。北は岩手から南は鹿児島まで、全国の会員がこの一年の苦楽を胸にして集結した。前夜に到着し、地元会員宅に宿泊した遠方会員も多かつた。

定刻、二百余名の参会者は五カ所の分科会場に分散した。そして導入計画の逼迫した付加価値税を究明し、税理士法改正の過程を論じ、顧問税理士問題に認識を深めた。また日常業務の開発成果や現行税制の矛盾が解見された。

続いて総会は会館大会場で開催された。来賓に政界各党、奈良県知事（代理）そして友好団体を迎へ、祝電も次々と寄せられてきた。日税連の会長選挙期であり、波多野東京税理士会々長が駆けつけ、業界の窮状と日税連の体制刷新が強く訴えられた。

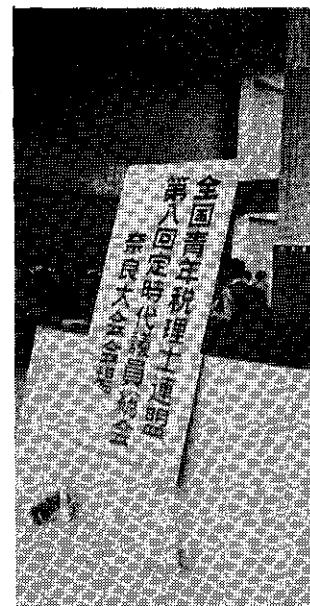
そして議事も積極的な質疑の中で順調に進行し、新らなる決意を固めることができた。



全国青年税理士連盟	
東京都渋谷区千駄ヶ谷	5-20-11
連盟本部	第1シルバービル5F 501号
電話	03(356)2916
発 行	人 東 京 至
會	行 湖 集 中
編 長	人 村 建 靖
広報部長	



熱 気 こ も る 会 場



会 場 入 口

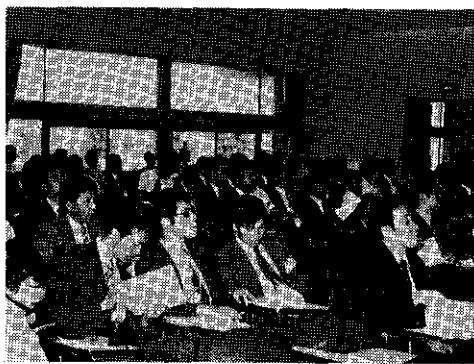
大会概報

第一号議案 昭和四十九年度事業報告に関する件

執行部より、顧問税理士制度について、その本質の究明と反対運動の状況及び付加価値税をめぐる政府の動向と当連盟の対策・運動などが細かく報告された。

第二号議案 昭和四十九年度収支決算書、貸借対照表並びに財産目録承認の件

三々五々各地より会員が参考した



総会ははじまる



来賓・佐々木議員（社会）は
商法二次改正で頑張ると挨拶

湖東新会長



レセプションで谷実行委員長

会計監事より、適正にして正確であつた旨が報告された。
以上は議長の提案により一括審議となり、質疑応答を経て承認可決された。

等四号議案 昭和五十年度事業計画承認の件

例年と異り、計画的具体化は新執行にゆだねる方針に基づき、次の基本的大綱のみ提案された。

一、税理士制度の発展強化

二、会員相互の研修及び親睦

三、会員相互の連絡 提携及び資料交換

第五号議案 規約一部改正の件

第一号議案において、当連盟の事務局を東京都渋谷区千駄谷五—二〇一一に設置する旨報告され

この事実から規約第四条の変更が必要になった。
また、経済価値の変動にスライドして会費月額当り百円のアップが提案された（規約第十六条）。

第六号議案 昭和五十年度収支予算案承認の件

総額約一千萬の予算案が提案された。

以上の議案に對し、殊に予算につき若干の質疑があり、満場一致で可決された。

第七号議案 役員改選の件

例年の慣行に従い、執行部の代案が提示されたが、異議無く拍手のうちに承認され、過去二期にわたり会務をリードした荻野会長は大過なく任期満了退任して、新会

第八号議案 大会宣言採択の件
別掲の大会宣言が万雷の拍手の中で採択され、第八回定時代議員重大時局の主任に、身のひきしまる思いで会務を當ると決意を披瀝した。

第九号議案 大会宣言採択の件

別掲の大会宣言が万雷の拍手の中で採択され、第八回定時代議員重大時局の主任に、身のひきしまる思いで会務を當ると決意を披瀝した。

夕刻よりのレセプションは、奈良ホテルに会場を移し古都の一夜を和かに過ごした。翌朝、会員交流会のあと、大半の会員は観光ツアーリーに参加、飛鳥路を楽しんでから、別れを惜しみつつ再会を約し



(3) 50. 9. 15

主張

全国青年税連の第八回定期代議員総会は、七月十三日奈良県文化会館で挙行された。

各単位会での激戦の直後、また日
税連の会長選挙の真只中の総会と
あって、内外の関心を一段と集め
るものとなった。当日、参加者は
二百名を優に超え、分科シンポジ
ウムやレセプションなど、総会に
前後した行事も含め、すべて盛会
のうちに終了することが出来た。
地元奈良県の会員の労苦や多と
し、また各地会員の自覚と情熱の
成果として喜びたい。

総会とは過去を振り返り将来を展望する機会である。この一年、われわれの活動は顧問税理士問題に代表されるが、これを重視する理由の一つは、それが国策の一環として派生した問題であり、そこに政府与党の付加価値税志向的具体的表現を察知したからである。

顧問稅理士と日稅連

のである。しかもこうした強行に
も拘らず、商工会等からの顧問要
ど大都市では実績皆無というののが
実情である。そして六月十七日付
で、日税連は各単位会に向けて積
極的に推進する理由に乏しいから
当分の間は静観するよう示達せざ
るを得なくなっている（日連第一
六五号）。以上の経過は、代位決
定という非常手段を借りる必要があ
るを得なくなっている（日連第一

が一四人の正副会長の代位決定に
より原則的な了解を与え、最後まで
われわれの意見に

二つには、こうした政府志向の対策において、日税連の遅れた体质がいよいよ鮮明化したことである。これまで機会ある毎に糾弾したことなので詳述は略すが、顧問税理士制度という会員の利害に直接結する問題でも、日税連執行部は会員の英知を求めるところなく、そればかりか小規模救済のための不^{可避策}と強調、僅

（経済白書）でも「付加価値税の創設など間接税の拡充」を当面の日程に掲げているほどである。

日税連の情況は、
逼迫している。

も、同様の論理で処理するであろうが、ここでわれわれは、政府与党の要請を無批判に許容しもつぱら会員に押しつけるような体質化した日税連の姿を見逃がすことは出来ない。最早、業界の代表たる資格を失っていたのであり、東京で添田前会長が敗北したことは救いであった。

浅薄な判断を雄弁に物語るものである。許せぬことは、ミスに加えて反省が無いことである。

会長選出の方法に問題がある。現行では会員の直接選挙が許されず、理事会の権限にまかされ、このたまに実情にうとい地方の単位会では、驚くことにこの重要な権限を殆んど会長に一任してしまっているのである。山本氏はこの悪しきシステムにより当選したのである。

税連の会長選挙で再演されたのである。山本氏とその同調者は、各地の局長や署長の紹介状をかざして集票に暗躍したと言われ、東京では添田前会長がまた閑信会では武田会長がこれに呼応して、公正さを欠いたことで会内外で問題にされている山本氏を会長に選んだのである。税理士会のこうした現状には、直視に耐え得ぬほど深刻なものがある。税理士会は又も混迷の道に足を踏み入れてしまつたのである。会員と日税連の解離は、会務

その結果を一段と固め、連結財務諸表の法制化により、職域拡大を図る運動に走ることは充分に考えられるところである。

最早、彼等に基本要綱の理解を期待することは勿論のこと、税理士として同一の立場を認めることが出来ない時期に来ているのではないか。

基本要綱を堅持することが、当面法改正への道であることを確認したい。

たされたことを強調しなければならない。從来、一部修正の動向はあつたが、選舉を舞台に武田閥信会々長は文書で正面から基本要綱を否定する態度を表明したのである。

全国に青税組織を

会長 湖 東京至



全国青税連第八回定期代議員総会(奈良大会)におきまして会長の大役を仰せつかりました東京青税連所属の湖東京至であります。わが税理士業界が、内憂外患により囲まれ、苦悩に満ちたこの重大な時期に、偉大な伝統と歴史を誇る全青税会長の大任を引き受けましたことになり身のひきしまる思いでございます。

税理士無視の現況

今、総需要抑制で一番先にその煽りを受けているのが私共の関与である中小の業者であります。決算料の集金に廻っても「しばらく待つてもらえないか」とか「昨年より下げる知らないだろうか」という声を聞きます。そしてそうしたところに、商工会議所のダイレクトメールが郵送されてきています。それには「相談・診断はすべて無料です!」と大書されています。また記帳や決算は専門の税理士がいてこれら相談を無料でやっていると宣伝しているのです。また記帳や決算は専門の税理士が親切に引き受けます。

これは、単に税理士の職域エゴのためだけではありません。中小の業者の方々自身のためなのであります。何故なら商工会議所による記帳及び決算そして税務申告は、帳簿の国家管理を意味していま

す。そして管理された帳面により悪名高き付加価値税が有無を言わざず課されてくるのです。

中小業者の繁栄こそ

税理士の業務の発展はあり得ません。中小業者の方々に大きな脅威を与える新税・付加価値税の導入に断固として反対しなければならないと思います。これは税理士としての責務だらうと考えます。

同じように、中小法人の市民権を奪う会社法改悪のうごき、税理士自身の社会的地位向上のために

…これではまるで私共税理士が何か不当な料金をぶつかけているよう錯覚されるばかりか、税理士という職業さえ無視されているよう思えてなりません。

こうした運動の一つ一つを進めしていくために、私共は力を持たなくてはなりません。いかに正論であってもこれを言えるものは数であります。現在全て

訴を進める運動、そして税理士法改正の大運動と、問題は山積しております。

たとえば東北なら仙台とか盛岡といふように、小さいクラブを沢山つくっていただきたいと思います。

全国の会員にまずこの点をお願いして就任の御挨拶といたします。よろしくお願い申上げます。

理想の灯を燃やしつづけよう

荻野弘康

私のような非力なものが二年間

も会長という激職を務めることにならうとは、全く夢想だにしなかった。昭和41年の秋、東京会の荒川支部でタマタマ隣に並んでいた

下田敬会員(現経理部長)のすぐ隣で、開業当初右も左も分らなかつた私は、入会のしおりを一読すると即座に入会申込書に所定の記入をなし入会したのである。

業務改善に励み、制度問題を学ぶ

在任中、何度も何度も苦境に立たされた。

商法問題でも、顧問税理士制度問題でも、暗礁にのりあげ踏み过去了。そのつど苦境をのりきり、手詰りを開いていたのは、会員諸兄の英知と勇氣であった。

制度問題での前進と勝利のため、献身する会員個々の努力と情熱が、私をいつも勇気づけてくれた。

日税連の付加価値税に対する態度は、極めてアイマイである。税の専門家である税理士会が、反対の世論の沸きおこる中で、知らぬ、存ぜぬで通るだらうか。

国民大衆や中小業者のために、ここは、断固として立ち上らなければならぬだろう。

世直しのために戦い、理想の灯を高々と燃やしつづけようではな

ればならないだらう。

会員各位に、心からお札を申し上げ、退任の辞いたします。

國學

日本税理士会連合会
会長 山本義雄 殿

昭和五十年八月十二日

全國青年稅理士連盟

ブレックリスト問題 税理士会選挙干渉の件

次の各号につき要望する。

昭和五十五年六月二十五日衆議院大蔵委員会で審議されたいわゆる「グラックリスト」問題について、関係資料を収集し、この差別的扱いと人権問題に対して国税庁及び国税局の責任の所在を追求すること

、大阪合同税理士会選挙において、昭和五十年六月二十六日の読売新聞に報道されている如く、大阪国税局の不当なる税理士会選挙干渉に対し、厳重に抗議するとともに、今後このような事態が起らない様対処すること。

以上

新役員名簿

副会長	湖東	渡辺	克己	仁(大)	春名(東)
木元	西川	久保田	和田	義雄(神)	
信(個)				廣(個)	
伊藤邦男(個)	浦山信道(名)	秋山觀勝(個)	大和嘉之(大)	中善康磨(大)	西孝弘(大)
佐藤謙(個)	井上嘉明(大)	森武司(大)	小山誠司(大)	近藤彦彦(大)	大龜英彦(大)
坂本泰(神)	下田泰(神)	佐藤博(司東)	下田泰(神)	佐藤繁(東)	小林繁夫(東)
田村敬(東)	坂本英(雄)	坂本英(雄)	坂本英(雄)	坂本英(雄)	坂本英(雄)
谷和田	東京至(東)				

昭和四十六年八月の税制調査会の長期答申が付加価値税導入の問題提起をした理由の一つに直接税と間接税の比率の是正が挙げられていたが、それがどれ程の意味を持つものか検討の手振りとなる論文が税経通信一九七〇年七月号に掲載されていた。右論文の中で佐藤進武蔵野大学教授は戦後日本の間接税問題の展開を四つの時期にわけて概観している。

間接税のあゆみ

第一は戦後インフレーションからシャープ勧告税制の成立に至る時期で、取引高税の失敗と付加価値税の立法化と実施延期という出来事があった。

第二は昭和三十年代初期で、昭和三十二年十二月の臨時税制調査会答申は直接税中心主義の欠点を強調し、税負担のウエイトを直接税から間接税に移行させることを提案した。

第三は昭和三十年代後半で昭和三十六年十二月の税制調査会答申は間接税の逆進性を強調し個別消

費税の減税を提案した。また現行の個別消費税は売上税にまさるという見解を打出した。

第四は昭和四十年代は間接税増微の方向がとられるを得なくなつた。

佐藤教授は結論として「要するに戦後日本の間接税問題の展開は全く一貫性がないことがわかる。むしろ税制改正の中での間接税のとり扱いは客観的情勢の推移に応じてその都度大きく方向をかえている。」と述べている。

付加価値税導入のもう一つの論拠は高福祉高負担論である。

福祉行政の実態

福祉国家については昭和四十七年十月、日経ホールの講演でシャープが次のように述べている。

福祉国家は先づ環境保全のため日本にあっては大正十一年に健康保険が創始されたがドイツ流の国家理論を背景とする社会政策として発足したもので以下国民健康保険、船員保険、労働者年金保険等実施されたが、すべて戦争遂行のための強制貯蓄政策であった。

また戦後においては昭和二十一年に社会保険制度審議会が発足し、同二十四年には社会保障制度審議会が発足し、

付 加 価 値 税

(第一分科会)

陰 山 勇 (神奈川)

シンポジウム報告

和四十五年四月に策定された新経済社会発展計画があることは答申

自体認めているところであるが、

同計画はより一層の社会開発と社会資本充実の必要を強調し、その経費を効率的にまかなうため収益負担と原因者負担の強化をとりあげたものであるが、いうところの社会開発と社会資本充実が環境破壊に直結していいたことは事実として明らかで、これだけでもシャープの言う福祉国家に失格といえる

のではないだろうか。

もう一つの福祉たる社会保障についてはどうか、

日本にあっては大正

十一年に健康保険が創始されたがドイツ流の国家理論を背景とする社会政策として発足したもので以下国民健康保険、船員保険、労働者年金保険等実施されたが、すべて戦争遂行のための強制貯蓄政策であった。

また戦後においては昭和二十一年に社会保険制度審議会が発足し、同二十四年には社会保障制度審議会が発足し、

次々と各種の勧告を行つたが歴代

政府は実施の準備もせず、勧告の

後の施策は勧告に逆行するもの

もあった。(平凡社、世界大百科辞典)

結局、戦後の社会保障制度は戦

後

の経済復興から、高度経済成長

に至る期間の財政投融資の原資と

して利用されたもので、福祉の理

念とは程遠い内容であった。公的

扶助制度においても革新自治体独自

の施策に引ずられて現行水準まで

漸く到達したことは知られる通り

である。ヨーロッパにおける売上税の歴史をみると、一九一六年にドイツが第一次大戦の戦費調達の目的

で帝国印紙税法を創設し、これが

取引高税に改正され、以後各国で

取引高税がいずれも戦費調達や、

戦後処理費の財源として導入され

たことは特徴的であった。

各国で採用された取引高税であ

ったが、多段階取引高税について

はその仕組から取引段階ごとに商

品価格に税が介入するため、取引

回数の少い一貫メーカーが有利で

あるとの批判が断えなかつた。ま

た税に税が上乗せされるため、価

格の中に一体幾らの税が含まれて

いるか判らなくなり、ガットの規

定により間接税は輸出に際し還付

することができるときとされていなが

ある。社会保障制度審議会の各

種勧告にみられるように、福祉の

充実に対する、少くとも西欧並み

に追付きたいという国民の願望は

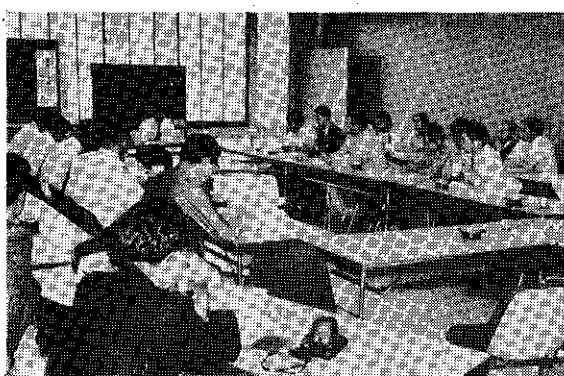
早くからあつたが、それをさぼつたのはほかな政府であり、今

さらのように高福祉をうたつても

國民は納得しないであろう。



討 論 に も 熱 意 が



税理士法改正を討論

員の結束があれば、法改正も容易であるというのに、おおかたの意見であった。

四、國民大衆の法改正への協力

前項でのべたように、内部の結束力を強めなければ、國民大衆の支持を得ることは難かしい。しかし、将来は、國民にも法改正についての理解をえられるような施策もとり入れるべきである。税理士の一人一人が、関与先へ接触することができれば解決が簡単であるため無理がある。税理士が国

民大衆へサービスするためには税理士の数の問題も出ているし、税理士会側のみの小企業指導体制が、納稅者へのより良い協力となるのかという点でも疑問があるし、國民大衆の側からの税制への建議機能を高めても、大衆の世論喚起へ到達できるとは確信できないのであるから、とりあえずは税理士個人の自覚を基に、結束力を高めていくべきである。

五、法改正の目的物（基本要綱）に対する批判

冒頭の配布資料で示したとおり

「正しい納稅を確保するための方策について」は、国会議員の税理士に対する一つの見方であるといえる。同文五頁で、税法に準拠する記帳義務の援助の項目で、一般来国会議員に配布されている日税連提出の税理士法改正案とは別個の問題とすべきであり、われわれには、税理士会の集団エゴを充足する要請よりも、正しい納稅を確保する要請の方が、

シンポジウム報告

より緊急かつ重大であると判断される、と述べている。

い、と極言している。

ハ、小林事件と顧問契約

このようない主張は、われわれの行政による改革事項九項では、税理士会及び税理士の締め付けを断行する必要があるといい、いま

、國民大衆の側からの税制への建

議機能を高めても、大衆の世論喚起へ到達できるとは確信できないのであるから、とりあえずは税理

士個人の自覚を基に、結束力を高めていくべきである。

外を除き、私利私欲の走狗と化し、鳥合の集団と化して、正しい税理士と評価しており、重大な

問題点を含んでいた。日税連執行部においても、反論すべき事柄で

あるが、やはり、内部組織の弱さがあるため無理がある。税理士が国

税理士と評価しているとは言い難いが、その対決の姿勢であり、一部の例で、鳥合の集団と化して、正しい税理士と評価しており、重大な問題点を含んでいた。日税連執行部においても、反論すべき事柄で

はないかという意見であった。

い、と極言している。

このようない主張は、われわれの行政による改革事項九項では、税理士会及び税理士の締め付けを断行する必要があるといい、いま

、國民大衆の側からの税制への建

議機能を高めても、大衆の世論喚

起へ到達できるとは確信できないのであるから、とりあえずは税理

士個人の自覚を基に、結束力を高めていくべきである。

外を除き、私利私欲の走狗と化し、鳥合の集団と化して、正しい税理士と評価しており、重大な

問題点を含んでいた。日税連執行部においても、反論すべき事柄で

業務改善資料集の活用（第四分科会）

中屋三司（大阪）

一、報告事項

さきに日常の税理士業務を円滑に行うために、東京青税の協力を得て作成された業務改善資料集の中から、業務処理法の記載と相続税申告書作成のためのチェックリストについて報告し、更に、現在

強制されてこれを記入するものではなく、自分自身が税理士業務を遂行してゆくために大いに活用することの出来るものとしてこれを記入してゆくべきである。

ロ、相続税申告書作成のためのチェックリスト

一般的に我々の日常の業務は法

人税、所得税関係が比較的多いために、相続税についての業務改善

の資料がなかった。この度非常に合理的なものが開発され、このリ

ストの順序に従って相続税申告手

計算までの一連の作業が容易とな

りこれに費す時間が大幅に短縮さ

れて訴訟となつてゐる小林事件と顧問契約について当事者である小林繁太会員が報告した。

イ、業務内容の要点

税理士法第四十一条において処理簿の作成を義務づけられ、それ

の資料がなかつた。この度非常に合理的なものが開発され、このリ

ストの順序に従つて相続税申告手

計算までの一連の作業が容易とな

りこれに費す時間が大幅に短縮さ

れるだろう。

ハ、小林事件と顧問契約

われわれ税理士が、日常の研鑽

を積み上げ、業務の改善、進歩に努め、関与先の指導、向上に寄与することは、よりもおさず関与

の便な点が多いのでより合理的なものを作る必要がある。その他会計事務機械化の問題、事務所の経営についての問題等であった。

課 税 の 公 平

(第五分科会)

菱 川 秀 夫 (名古屋)

当連盟の税制審議会では、本年の活動目標を「課税公平の原則をめぐる問題点」に求め、特に税制が中小企業、一般大衆納税者に及ぼす影響について、次の三つのテーマを設定し審議を尽してきました。

一、税制の基礎理念と税制改正への批判
二、税率をめぐる問題点
三、同族会社の行為計算否認の問題点

さて今回の第五分科会においては本年のインフレと不況の中で税制がどのような役割を果たし、又税制に対する基礎的理念が本年の改正の中どのように反映されているかの素朴な疑問から、多数の参加者を得、民主的な税制への展望に大きな期待が寄せられ、憲法解釈をふまえた熱心な討議が次に重ねられました。

一、税制の基礎理念と税制改正に関する若干の批判

(一) 本年税制改正の特色と概要
毎年のことながら改正事項が画

に経済政策社会政策上合理性のない措置法については、即時廃止の方向にふみ切るべきであることに意見が一致した。

四十九年改正により所得税の税率を適用区分の拡大による累進税率を緩和により中小法人との負担率に差が生じてきている。

従って当然にして中小法人の軽減税率にも課税の公平上これ等の配慮がなされてしかるべきであつたはずである。

又個人事業者の事業主についても経済的実質は同じ企業でありながら法律的形式による個人と法人による税負担が異なるというのも全く不合理であるとの意見があり、改めて事業主報酬制度の検討を重ねる必要がある。

（二）課税制度の不公平は、みなしきり我々税の専門家による裁定機関を設けるべきであり、税理士の社会的使命感からいわゆる「税理士会通達」を検討する必要がある。

（三）租税特別措置法
不公平税制の中で、租税原則になじまない措置法がどの様な役割を果たしているかを検討し、これが現行税制の条件に照らし明らかに弊害のあるものを取り上げ意見を求めた。その中で当然にして特

（一）所得税と法人税との適用上の不公平

四十九年改正により所得税の税率に差が生じてきている。

従って当然にして中小法人の軽減税率にも課税の公平上これ等の配慮がなされてしかるべきであつたはずである。

（二）課税制度の不公平は、みなしきり我々税の専門家による裁定機関を設けるべきであり、税理士の社会的使命感からいわゆる「税理士会通達」を検討する必要がある。

（三）租税特別措置法
不公平税制の中で、租税原則になじまない措置法がどの様な役割を果たしているかを検討し、これが現行税制の条件に照らし明らかに弊害のあるものを取り上げ意見を求めた。その中で当然にして特

め、改めて立法上の配慮が必要とされる。

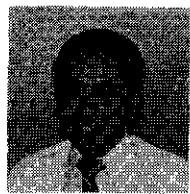
以上第五分科会の審議内容と経過を簡単に申し上げましたが、テ

ーマーについても税制の基本的な事項を第Ⅱについても具体的な事項として制約された時間内にこれ等の全てを満足に消化することは不可能であり問題の重要性に鑑みて審議未了も又止むを得ざるものがあったことは御了解戴けると思

います。
テマーハーについては既に会報三十一号、三十二号に掲載していますが、それについて分科会においては時間の都合上「同族会社の行為計算の否認について」を割愛せざるを得なかつたことは、誠に遺憾に思つております。

最後に税審活動について各委員の絶大な協力と青税会員諸兄の税制に関する意欲的な発言に心から感謝致します。





良識を結集して

制度の前進を

総務部長 小林 繁夫

現下の税理士会を取巻く情勢は非常に厳しく、重大な事態に直面しています。

年度初めの各単位会の役員選挙に関する問題は、国税当局の激しい選挙干渉があり、国会で再度取上げられたことはご承知の通りです。

さらに、今回の日税連会長選挙においても、強力な影響力で良識派会長の実現が阻止され、われわれは、又々二年間数多くの失望を強いられることがあります。

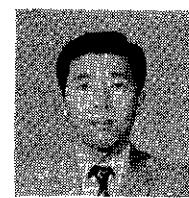
六月以来、われわれを脅かしている「ブラックリスト」の問題も重要です。又、昨年総力を挙げて取組んだ顧問税理士制度の問題は、一応われわれの運動が功を奏し、五〇年度は予算執行を見合わされたが、今後については、予断を許しません。

さらに、会社法第二次改正の動向は、前回の附帯決議の実現と銘打つて、狙いは、大小会社の区分を目標としていることを看過していません。

税理士会の内部においては、税理士法の改正実現が急務となっています。

このような時ににおける全国青税の使命は愈々重大であります。

われわれは、先ず組織づくりによって全国の良識を結集し、明日



会費の 完全収納を

経理部長 下田 敬

引き続き経理部長を担当する事となり、前年同様よろしく御協力の程、お願い致します。現在、我が業界を取りまく環境は非常にきびしいものがあります。商法二次改正、税理士法改正、付加価値税導入、また会内部においては日税連

の事務局が東京の代々木駅前に開設され、益々各部各委員会活動が成果あるものになると確信致しております。

そこで、経理部の責務は事務局を中心とし各部各委員会活動についての必要資金の円滑合理的な支出しを図る事にありますので会費の完全収納が必要であり、経理部の重点目標を「完全収納」と致します。

各単位会、又その支部あるいは

部長をお引受けし、不安と能力不足を痛感しておりますが、精一杯当連盟の目的に則って、事業活動の推進に努めるつもりですので、ご支援、ご助言をお願いいたします。

現在われわれ税理士を取り巻く環境は非常に重大な問題が山積しております。この時われわれ青年税理士は目的に向って、若々しい力ある行動をしなければなりません。そのためには会員一人一人が諸問題に感心をもち会員全体からの盛り上りをもって、全青税を動かさねばなりません。

われわれはまず、会員相互の意志の疎通を計り一致団結が必要となります。私はこの團結心を重んじ厚生活動を通じてその一端を担うため全力を注ぎたいと考えています。

各単位会、又その支部あるいは

新部長あいさつ

ための一翼を

厚生部長 安藤 嘉朗

ありますが全国会員が一堂に会する集会を度々行なうことは非常に困難に思われます。

したがって日頃の研修及親睦は各単位会、その支部などを通じて深めてゆき、他の単位会並びに個人加入会員への働きかけを行って会員相互の親睦を深めながら、全

国員会の参集する代議員総会を絶好の機会として全青税会員間の充分な対話の場とするため全力を尽したいと思います。

そして、代議員総会に厚生活動を集中し、全国会員が一人でも多く総会に参加出来るよう次期代議員総会犬山大会を全青税ならではの大会にするべく努力をする積りです。

これも会員諸兄の御協力のもとに達成出来るものですので御支援

御協力の程お願い致します。



単位税理士会に

良心の核を！

組織部長 池田 稔信

全国青税と名乗る限り全国の単位税理士会は青年税理士の組織を持たねばならない。日税連の現在

上の問題のある限り組織によるチ
ームプレイが要求されます。

の機構が統く限り、各単位会の民主化なくして日税連は良くもならない。幸い私達の先輩青年税理士が心血を注いで税理士制度の発展のため努力を重ねて来たお陰で今や青税は税理士会の良心とも呼ばれている。又私達も我々を置いて

軸に全国の単位会に例え少人数でも青税の組織作りに手を貸さなければならぬ。これが各地の個人会員を勇気づけ、それ等の単位会組織が核となって組織の成長も期待出来、かつ全青税との連携は強力な全国ネットとして作用す

理屈士の未来の為に全力投球出来
る理論と実践の行動団体は他にな
いと自負している。この良心をこ
そ各単位会の中に組織として芽生
えさせなくてはならない。

そこで本年度の組織部の基本方針を「全国の単位税理士会に全国青税の核を作ろう」とした。現在全国青税二〇〇〇余名、しかしこの内には個人会員も多く含まれ、それ等会員の地域（単位会）では青年税理士の組織を持たない為に単位会の民主化も遅れ、かつ会員は孤独な戦いを強いられております。単位会を良くする為、又制度



力強

実践活動を

古文選

実践活動を

洪武通鑑 卷三



実践活動を

古文選

実践活動を

古文選

まして転換というより変換を求める必要があります。

税理士制度がよくなるには、心・精神を耕してきた青税精神の使命が重要であり、強力な政策・信頼される人物、会員及び組織の拡大及び経済的な力がつかなければ本当の力ではないわけです。

この危機に際し、法対策部長として、重責を推進する覚悟でありますのでよろしく御協力御援助の程お願い申し上げます。

次に事業計画を要約しますと

① 商法第二次改正について

九月中旬頃までに意見書をまとめる。なお各単位青税に研究依頼する。

② 小企業納税者対策について

顧問税理士制度白紙撤回運動を継続する。

税務一元化方式の問題点を検討する。特に行政面での法人会及び青申会の実態について検討する。

③ ブラックリスト問題、税理士会選挙に対する国税当局の不当干渉問題について

日本税理士会連合会に対して八月十二日付にて要望書を提出いたしました。

④ 税理士解任滥用阻止の推進につ

税理士の社会的地位の向上を目指すものであり、税理士法改正とともに結びついてくる重要な問題であります。

(5) 税理士法改正について

現段階では、理論的方向づけを急ぐ。

行動面は、内外の状況、情勢を考慮しながら対処する。

なお、必要に応じて対策特別委員会を設置することになりましてその委員会の発足となりました委員会と委員長を御紹介します。

① 商法対策特別委員会
委員長 岩田克夫（東京）

② 顧問税理士制度撤回対策
特別委員会
委員長 加藤義幸（名古屋）

③ 税理士法対策特別委員会
委員長 竹内静史（大阪）

④ 税理士解任濫用阻止対策
特別委員会
委員長 平山玲星（東京）

特に商法改正（第二次）に法務省は着手し民事局参事官室より六月十二日付にて各界に意見照会を出し、法制審議会商法部会の審議経過として七項目をあげている。

本質的な問題点究明は商法対策特別委員会に譲るといたしまして、経過及び意見照会の背景については、去る四十九年三月十九日成立

した監査役制度等の改正を中心とした、いわゆる商法改正のいきさつ、昭和四十八年七月三日の衆議院附帯決議及び昭和四十九年二月二十二日の参議院附帯決議事項と今回の意見照会との関連、又、昭和四十九年七月一日付日本経済新聞に経団連は会社法について、急に改正する必要あるとみられる点として十三項目を発表しその改正作業について関係各方面に働きかけるとし、今回の法務省からのお見照会についての七項目にすべて含まれている点、且法制審議会商法部会は、商法改正を全面改正としてとらえている点。(商事法No.701)なお連結財務諸表原則が昭和五十二年四月一日より実施される事

制度的なテーマを

ひきづき

研究部の事業として何をやるべきかと色々と考えてみたが、結局は全国青税連としては、制度的なものをこれまでどおり、取り上げて行くこととなりました。

制度的なテーマを取り上げるにつれては、法対策特別委員会、付

研究部長 大森 英彦

加減税対策特別委員会等を相互に連絡をとりつつ、税理士にとって基本的な問題や時事問題を検討していくかねばならないと思つてます。

研究部の行事としては、昨年に

名古屋大会において、例年どおり、分科会を行います。この研究テーマは未定ですので、会員の方々からお寄せいただいたいと思います。

五十一年に予定されている去る九月十二日、心臓麻痺のため御逝去されました。(三十五歳)昭和五十年九月十五日

計 報 法対部理事 鶴見静男殿
五十一年七月に予定されている去る九月十二日、心臓麻痺のため御逝去されました。(三十五歳)昭和五十年九月十五日

幸いなことに部員の皆様は全員知識と行動力に富む人々ばかりでありますので、私はまことに役としてこの一年責務を果すつもりあります。

しかし今年になってから景気後退による歳入欠陥という事態を迎えた政府は、租税特別措置法の見直しや、社会保険診療報酬の特例運動を行いました。

しかし今年になってから景気後退による歳入欠陥という事態を迎えた政府は、租税特別措置法の見直しや、社会保険診療報酬の特例運動を行いました。

した監査役制度等の改正を中心とした、いわゆる商法改正のいきさつ、昭和四十八年七月三日の衆議院附帯決議及び昭和四十九年二月二十二日の参議院附帯決議事項と今回の意見照会との関連、又、昭和四十九年七月一日付日本経済新聞に経団連は会社法について、急に改正する必要あるとみられる点として十三項目を発表しその改正作業について関係各方面に働きかけるとし、今回の法務省からのお見照会についての七項目にすべて含まれている点、且法制審議会商法部会は、商法改正を全面改正としてとらえている点。(商事法No.701)なお連結財務諸表原則が昭和五十二年四月一日より実施される事

二十二日の参議院附帯決議事項と今回の意見照会との関連、又、昭和四十九年七月一日付日本経済新聞に経団連は会社法について、急に改正する必要あるとみられる点として十三項目を発表しその改正作業について関係各方面に働きかけるとし、今回の法務省からのお見照会についての七項目にすべて含まれている点、且法制審議会商法部会は、商法改正を全面改正としてとらえている点。(商事法No.701)なお連結財務諸表原則が昭和五十二年四月一日より実施される事

と連結財務諸表原則が昭和五十二年四月一日より実施される事

■ 原稿募集 ■
会報掲載の原稿をお寄せください。特に個人会員の方の原稿をお待ちしています。

原稿〆切・毎月二十日

広報部

原稿送付先・連盟本部事務局または中村建靖(東京都足立区弘道二一十七二)まで。

① 50年11月シンボジウム
今年は組織部、厚生部の協力を得て、金沢で行う予定です。
テーマは各部、各委員会と連絡を取りつづけたが、現在のところ提起されているのは、

(1) 会社法改正(商法再改正)
(2) 付加価値税

(3) 税理士法改正
(4) 代議員総会時の分科会等があります。

五十一年に予定されている去る九月十二日、心臓麻痺のため御逝去されました。(三十五歳)昭和五十年九月十五日

他 の 間接税導入にも
対策を
付加価値税対策委員長 土田 建二
四十六年の税制調査会の「長期税制のありかたについての答申」より直間比率の是正を理由に付加税導入の論議がなされて来ました。とくに昨年は高福祉負担のかけ声で、社会福祉充実のための財源として付加価値税が考えられましたが、これに対して、全青税としましては、全婦税連と共に催で二回にわたるヨーロッパ税制視察団を送り、とくに、諸国の付加価値税の実態を調査し、研究と反対運動を行いました。

しかし今年になってから景気後退による歳入欠陥という事態を迎えた政府は、租税特別措置法の見直しや、社会保険診療報酬の特例運動を行いました。

しかし今年になってから景気後退による歳入欠陥という事態を迎えた政府は、租税特別措置法の見直しや、社会保険診療報酬の特例運動を行いました。

新 部 長 あ い さ つ

★ ★ 全国大会レセプション・ツアー報告 ★ ★



石舞台古墳で勢いを撮る

万葉の故地に集う

今年の全国青税連定時総会すなわち奈良大会は、その設営への方針として

一、総会に出席した会員の誰もが全国青税の意義を大きく感じ、是非年

も出席して各地の情報と制度上の問

題点とその方向をむさぼり全国の友

と連帯感を確め会う機会を得ること

を楽しみとする構成する。

二、対外的には全青税の力の誇示につながることを十分意識して、まとまりと意気高揚に関する効果を高める

こと。

三、青年らしさを強調した企画である

こと。

この三点を柱としたが、実行委員会が一番苦慮したことは、この三つの青年らしく気軽で自由である…であり、想い出に残る交歓の場作りであった。

そんなことから会員が一同に会する年一回の総会は会員の交歓の場としてのレセプションや翌日の親睦活動が分科会、総会と併せて一对としてこそ意義を深めるものと考えます。

従つて会場、宿泊、ツアーも出来るだけ想い出に残る交歓の場になる様に地方色を盛ることとし、総会場からは一二〇〇余年前、大宮人が逍遙した千古の春日の森を横に見て、鹿の群れ遊ぶ興福寺境内の散策を楽しみながら、レセプション会場の奈良ホテルへと移動した。

このホテルは設備こそ新しくはない

が、もう日本では唯一の桃山御殿風総檜造の洋風ホテルで木肌の味わい一段と美しく加えて往時の興福寺の大庭園と眼前一望の春日御かさの大原生林

あとの高台に建ち、三万平方メートルの大庭園とその朝夕は実に見事で、大自然の中で青税連の心をなごますには格好の

場、会員は風景を味わう間もなく用意されたレセプション会場へ、はや会員の熱気と飾られたテーブル、バンドメンバード若さがはち切れそう。司会者の方も通じぬ始末に乾杯の歎声は渦

切れず文字通り貸切りで十年來の旧友の交歓の場の如くと化し、会員誰もが全国に友を持つ喜びで全青税ここにありとその連帯を確めあうに十分であつた。

さて翌十四日は、今大会話題の親睦ツアーディナーであるが、一人でも多く参加願う為、内容、費用について工夫をこらしたが、早朝よりあいにくの雨、恒例の会員懇談会を少し延長しての状況待ちやがて、実行委員会が雨具を用意しての小雨決行と決まる。

この親睦ツアーディナーのテーマは「万葉の巨大きな築墓古墳（ヒミコの墓とも伝えられる）の辺りを見れば弓を持った古代人が突然うすもやの中から現れても不思議でない幻想に誘われる和三山。

耶馬台国論争の幾内説の最有力地の巨大な築墓古墳（ヒミコの墓とも伝えられる）の辺りを見れば弓を持った古代人が突然うすもやの中から現れても不思議でない幻想に誘われる。このあと天候も回復し古墳の石室や石舞台の巨石に驚くもの、童心にかえるもの、全青税ならではの風景にこのツアーディナーは心にのこる奈良大会のきわめつけの役目をはたし、来年は名古屋で会いましょうの森田恵三実行委員長のあいさつで歴史の神苑をあとに二日間の幕を閉じた。

遣いで、まさに青年には夢をと願い企画したものである。

この日の講師米田一郎先生も地元屈指の考古学者から一変して気軽に親睦ツアーディナーのためのオリエンテーションに入る。その軽妙にしてユーモラスな調子と話に、会員は出発前から古代史の主人公になった積り、心配されていた

ツアーディナー参加者数は当日申込みの増加で予定を大幅に超えバス二台は満席締め切りとなる。

この日の講師米田一郎先生も地元屈指の考古学者から一変して気軽に親睦ツアーディナーのためのオリエンテーションに入る。その軽妙にしてユーモラスな調子と話に、会員は出発前から古代史の主人公になった積り、心配されていた

ツアーディナー参加者数は当日申込みの増加で予定を大幅に超えバス二台は満席締め切りとなる。

親睦の中で研究と討論

鹿児島青年税理士クラブの規約組織並びに現況についてご報告申しあげます。

鹿児島青税は残念ながら未だ三十名位の少人数でその活動状況は中央の各単位会に比較しますと極めて弱いのですが、反面融和の面では自負できるものがあります。

勿論これに満足しているものではありません。この組織を拡大すべく執行部はもとより、会員としても、新規開業者を重点に積極的に入会を働きかけ、その組織拡大を図っているところであります。

当会の特徴は親睦を旨にイデオロギー闘争を排し、月一回の例会、年一回の総会並びに親睦旅行を催し、親睦を深めるなかで、税理士業務に関する諸問題を活発に研究討論をして、税理士の地位の向上を図ることと、年会制限を撤廃して、青年の志ある税理士には広く門戸を開放し、現在五十才台の会員も加入しているところであります。

鹿児島青税クラブ

当会の活動状況は遺憾ながら際立った会としての運動がありませんので、最近の例会並びに総会での討議事項を参考に報告します。

尚一部当会では採決まで到らぬものがあり、私見も入ることを予めお断りします。

一、顧問税理士問題は税理士制度の崩壊にもつながりかねないとして、昨年来この対応策を真剣に検討しています。

小規模納税者に対する施策、コンピュータの導入、その他諸々

あるでしょうが、外濠が埋められた後はどうにもならないのではないかでしょうか。真に税理士と納税者の為の税理士制度の確立が望まれるのであります。

二、税理士解任事件については、本件は裁判に駆けまないのではとういう意見もありましたが、法廷で争われることとなり、当会は採決の上勝訴を期待して、署名は各自カンパは会としてこれに応じた。

三、税法並びにその他関連する法

律につき、日頃通達の研究のみに走る傾向を反省して、法律の意図するところの研究をします。

四、事例研修を毎回例会において討論していますが、これは私を含め実務経験の浅い会員が多いところから好評あります。

五、昭和五十年度の改正税法につき、一員を座長として、研究討論をしました。

六、税理士法改正の件につき「税理士法改正基本要綱」に基づき、早期実現を図るために如何にすべきか検討する。

七、政治の面で無関心であったことを反省して、若干目覚める必要がある旨の意見もでました。

八、当会の規約は別記のとおりです。

名青税の特色と現況

名古屋青年税理士連盟

一、名古屋人気質

東京、大阪、名古屋の会員が一
て午後六時半より出席者負担で和
かに食卓を囲み、討論に入ること
にしていました。これは当会の特徴
でもあり、常に過半数の出席者が
あります。

るといった解釈も成り立つだろう
がやはり名古屋人のケチ精神をよ
く表現していると思う。

以上鹿児島青税の現況につきご
報告しましたが、今回私は全国青
税連の定時総会に出席の機会を得
て諸先生の研究の成果、各会長選
舉に臨まれた姿勢に接し、その真

情勢に非常に疎いものがあります。
す。全青税連諸先生の御指導と御
助言を切にお願い致します。

鹿児島市郡元三丁目三番十四号
鹿児島青年税理士クラブ
会長 久保俊一
副会長 木元信
「連絡先」
鹿児島市郡元三丁目三番十四号
鹿児島青年税理士クラブ
会長 久保俊一
副会長 木元信

鹿児島青年税理士クラブ
副会長 木元信
「連絡先」
鹿児島市郡元三丁目三番十四号
鹿児島青年税理士クラブ
会長 久保俊一
副会長 木元信

単位会だより

織田信長、豊臣秀吉、徳川家康な

ど、戦国乱世の英雄たちを育んだ活気ある土地柄だった。関ヶ原以後家康はその子義直にこの地を与えた、その義直は慶長十五年現在の地に名古屋城を構築した。この工事は加藤清正はじめ西国二十二の大名が請負い、五層の大天守には金鏡をいただく城が出来た。「天子様でもかなわぬものは、金のシヤチホコ雨ざらし」とうたわれ尾張っ子のお国自慢のタネとなつている。いずれにしても、名古屋は人口でいえば今二百万、わが国で第四位の大都市なのに、その規模に比して意識構造が良くも悪くも、いまなお典型的な要素を温存しているのである。名古屋が「偉大なるいなか」といわれる所以だが、名古屋の会員が実務的にはきわめて熱心で一匹狼型であるといふことはそれだけに天下国家を論じたり政策を議することは不得手で、経験主義、保守安定主義は排他性にも通じ臨機応変性に欠け、積極的な創造性を乏しくすることを反省しなければならない。

二、名青税の結成

このよくな保守性、閉鎖性、排他性を温存している環境にそれまで各支部に点在していた青年税理士の研究親睦グループを糾合して「名古屋青年税理士連盟」は結成

された。昭和四十二年二月のことである。開業間もない若い税理士たちはそれぞれが共通の苦惱と不满とを語り合える相手を求め、また、ひとにぎりの役員執行部の人たちのみの意志によって運営されていた業界に新風を吹き込むべく結集した。当然のことながら青税とは過激派分子の集団の如く誤解され、偏見視され当初はしばしばいわれのない不当な非難の声もうけたと聞く。

しかし我々の先輩の「税理士を愛し、税理士会の将来を考えるのには、青年税理士をおいては他にならない」という強い自觉と信念による良識ある言動は、その後ようやく良識ある中傷や誤解は解消した。そしてその精神は名青税規約第二条による

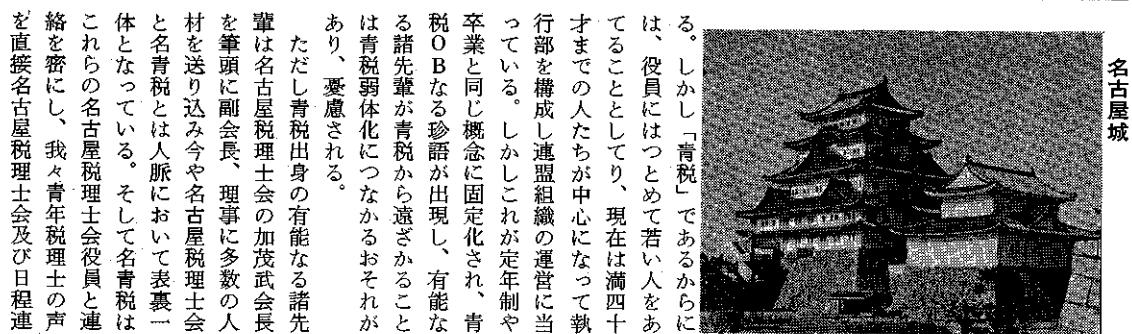
一、会員相互の親睦
一、税法、その他の研修

を目的として、今日の輝やかしい総会の社会的地位の向上

「名古屋青年税理士連盟」へと引継がれている。

三、名青税の現況と行動

本連盟は、「青年の気があり青年らしさがあれば年令を問わずすべて会員資格がある」とされてい



名古屋城

西四十名

に反映さすべく努力を続けている。勿論名青税は現、和田義春会長の自論である青税の自覚と良識に立脚した見地より、「是は是と對ではなく、常に建設的な提言を行う」をモットーに青年税理士の責任と誇りをもつてあかるい明日への歩みを続けている。

最後に名青税の特色の一つに支部活動がある。名青税結成に前からの伝統ある支部では、親睦に研修にユニークな独自の活動を行っている。

重点施策

一、名青税本来の目的である会員相互の親睦並びに研究活動の一強化を図る。

重点施策

去る五月二十一日に行われた総会により確定した新役員は次の通り。

会長	和田義春	千種
副会長	土橋高	熱田
	永井義勝	西
	大西孝之	中
	安藤嘉朗	中村
	石井義博	昭和

会長は名古屋税理士会執行部に対する是々非々の姿勢を堅持する。今年度は行動力のある青税としての真価を發揮するため、次の重点施策を行う。

本年度の事業計画のうち基本方針と重点施策は次の通りである。

基本方針

青年税理士としての自覚をもつて、問題意識を高揚し、一致団結して税理士制度発展の一翼をなす。今年度は行動力のある青税としての真価を發揮するため、次の重点施策を行う。

重点施策

一、名青税本來の目的である会員相互の親睦並びに研究活動の一強化を図る。

重点施策

一、名古屋税理士会執行部に対する是々非々の姿勢を堅持する。会員の意向をより一層積極的に有機的な結合を図る。

重点施策

一、支部活動との連絡を密にし、会員の意向をより一層積極的に吸収し、事業に反映させる。

重点施策

一、顧問税理士制度、付加価値税創設等税理士業務に関するある問題については積極的に対応する。

北	東	中	千種	五十五名
二十四名	三十二名			二十九名

全 国 青 稅 連 稅

神奈川青税クラブ、第五回の定期総会が、去る六月二十日無事終了いたしました。当日、三十六名の新幹事が承認され、新役員の顔ぶれも確定することになった。

神奈川青税は、総務部、研究部、広報部、厚生部、組織部、経理部制度対策委員会の六部一委員会で活動をしている。このうち、制度対策委員会は、さらに付加価値税対策委員会、小企業問題委員会、税理士法改正委員会、役員選挙制度委員会、商法問題委員会の小委員会を総括しており、制度委員会の構成員は幹事全員がなることに定めてあるため、兼任にて小委員会の委員長が任務を果している。現在、百数名の会員がいるが、積極的な活動をするには、やや人數面で不足しているといわざるえない。しかし、各部長、委員長の人材に恵まれたため、不足面を補つてなお余りあるといった感じである。以下各部委員会の特徴的な面をとりあげてみたいと思う。

ユニークな活動を展開

神奈川青税クラブ

神奈川青税クラブ、第五回の定期総会が、去る六月二十日無事終了いたしました。当日、三十六名の新幹事が承認され、新役員の顔ぶれも確定することになった。

神奈川青税は、総務部、研究部、広報部、厚生部、組織部、経理部制度対策委員会の六部一委員会で活動をしている。このうち、制度対策委員会は、さらに付加価値税対策委員会、小企業問題委員会、税理士法改正委員会、役員選挙制度委員会、商法問題委員会の小委員会を総括しており、制度委員会の構成員は幹事全員がなることに定めてあるため、兼任にて小委員会の委員長が任務を果している。現在、百数名の会員がいるが、積極的な活動をするには、やや人數

面をとりあげてみたいと思う。

先ず、総務部は、会員が事業活動に積極的に参加できるよう調整をはかる機関であると同時に、全

体的な活動を把握していなければならぬ、いわば、神奈川青税の要となる存在である。そのため、「神奈川青税ニュース」という広報とは性格を異にするニュース印刷を定期的に発行し、会員と執行部との情報交流をはかっている。題材は、幹事会報告、全国会報告その他の行事案内、行事報告などで、速報性に主眼をおいて編集している。

次に研究部であるが、事業計画では、年五回の研究会開催が計画されている。昨年は、相続税評価の問題を中心とした資産税一般、契約に関する法律知識（特に顧問契約上の免責について）、改正商法について（特に実務上留意すべき点を中心にして）等の項目で外

部講師の好意も受け、少い予算で大きな成果が得られた。本年は、今まで、好評であった事務所経営をとりあげてみたいと思う。

今まで、年二回の研修旅行を秋と春とに例年実施しているたままで、本年も十月と四月に計画しておきたい。

厚生部では、年二回の研修旅行を企画しておきたい。

厚生部では、年二回の研修旅行を企画しておきたい。

厚生部では、年二回の研修旅行を企画しておきたい。

単位会だより

當問題をテーマにとりあげ、この

不況下に税理士事務所の利益向上の方策、合理化策等をとりあげて

（県民の森）を行う予定で、家族

ぐるみの楽しい交際をして青税活動の整理をして、九名の退会者を

性のある問題を順次とりあげていく方針である。したがって、研究会場も、中心部に限定せずに開催する予定である。

広報部では、広報を年四回発行するということ、計画をたてて

会員の手によるもので、発刊以来すでに、第十六号を発行している。

会員の手によるもので、発刊以来の題字は、初代代表幹事小川幸男

いる。研修旅行の他に本年は特に

十一月頃、家族によるハイキング

活動の努力を理解してもらうべく

期待している。昨年度は、会員名簿の整理をして、九名の退会者を

だしたため、一時的に会員数の減

少をきたしたが、次第に増加の方

向にあり、本年は組織力強化を目

標にし、会員数を最重点にして活

動をおりすすめている。

最後に、制度対策特別委員会に

ついてである。冒頭に述べたよう

に、五小委員会が設置されている

このうち、付加価値税対策委員会

が新設された委員会である。この

他の税理士法改正、小企業問題、

商法問題の三委員会は、全青連の

委員会の活動と同様なものである

が、が新設された委員会である。この

ため説明を省略するとして、神奈

川青税独自の存在である、役員選

挙制度委員会に關して述べること

とする。昨年六月、東京都地方税理士会の第十八回総会において、民

主的發展を保証する新らしい役員

選任規則が可決成立し、この新規

則にしたがい、理事も一部直接選

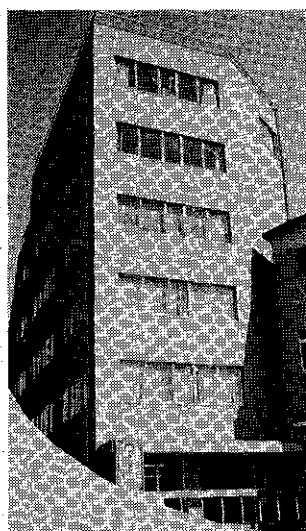
舉制が導入された。神奈川青税と

しては、総会で役員選任規則改正

案に対する修正動議を提出し、ま

た県支部に対しても、本会理事選

任方法に関する意見書を支部長宛

全国青税連事務局

所在地

東京都渋谷区千駄ヶ谷五一一〇一
第一シルバービル五階・五〇一号

電 話 (03) 356-1196

(事務員 加藤 友子)

事務局設置なる

次のとおり、待望の全国青税連事務局が設置されました。

会務の拡充におおいに貢献することを期待されます。

提出するなど、税理士会の民主化と発展強化のため提言をつづけてきた。この後、会長、副会長、理事の選舉が新規則に基づき実施されたが選挙規則、選挙活動、選任管理委員会に不都合な点が種々発

生したため、制度委員会を設けて建設的な意見をまとめて、本会へも意見を表明することとした。

以上、概略まとめたとおりです。

(代表幹事 稲垣 浩司)

全国青年税理士連盟、全国婦人税理士連盟による「第三次ヨーロッパ税制観察団」の帰国にあたり、まず最初に、私共、観察団に暖い御援助を下さった皆様に心から御礼申上げます。

今回の観察団は、ヨーロッパ諸国における中小企業の税制を中心テーマとして、付加価値税をめぐる問題、質問検査権と納税者救済制度、税理士制度並びに会社法等の法律上、実務上の取扱いを観察することになりました。

オランダ、西ドイツ、フランス、イギリス、イタリー、スウェーデンにおいては、付加価値税のもとで、中小企業はそれぞれ特色のある方法により、特別の取扱いを受けてはいますが、これらの措置も現状では納税者の満足を得る処置であるとは考えられず、むしろ暗中模索をしている状況であると思われました。

税務調査における質問検査権の方については、西ドイツ、フランスなどで、新しい資料を得ることができました。民主主義の発達した国々において、納税者の権利擁護が法的にも行政的にもいかに尊重されているかがよくわかり

第三次ヨーロッパ税制観察団 帰国声明

ました。また、納税者の救済制度についても、スウェーデンのオン

・ パ税制観察団の帰国にあたり、

ブスマント制度をはじめ各国、それぞ

れ興味ある制度をもつてること

がわかりました。

ところで、フランスにも我国の

「顧問税理士制度」によく似た制

度が発足しようとしています。即

ちフランス政府は、小企業者の記帳援助のため、民間コンピュータセンターを設立させ、そこに会

計士と税理士をそれぞれ一人づ

つ顧問におき、このセンターで処理した税務申告を申告是認とするばかりか、納付税額の十パーセン

トを控除するという制度であります。一九七二年に上提されたこの

法律案は会計士協会の反対をしり

目に、一九七五年秋より実施され

るということがあります。この制

度が我国の「顧問税理士制度」に酷似していることに充分注目しなければなりません。

西ドイツの「労賃税援助連盟」に關する本年の改正点も重要な意味をもつていると見えられます。

我が国において、会社法改正が具体化されようとしているとき、これ

に關して西ドイツ、フランス、イ

タリーなどで興味深い資料を得る

ことができました。

また、今回はじめてドイツ民主

共和国（東ドイツ）を訪問し、社

会主義国における小規模事業者及

び職業会計人の生活の模様をはじ

めて識ることができたことも大き

な成果であります。

更に、税理士業務と税理士制度について、昨年の成果のもとに、各訪問国でとくに契約関係の法的実態を究明するよう努力いたしました。

今回の観察団の得た貴重な資料は、広く公開し、付加価値税導入

反対、税理士法改正、会社法改悪阻止、小林事件、納税者の権利擁護などの今後数々の運動に役立て

るためにできるだけ早い時期に報告書を出版し、皆様に御報告致したいと考えています。

今後とも、全国青年税理士連盟

全国婦人税理士連盟への絶大な御協力をお願いして、帰国の御挨拶

いたします。

昭和五十年九月七日

第三次ヨーロッパ税制観察団
全國青年税理士連盟

團長 古山 嶽
團員一同

特別試験制度を検討する

石井吉夫(東京)

税理士法附則第三〇項の「当分の間、第六条の規定による税理士試験を行ふ。」こととなる特別試験(以下特試といふ)を、何としても廃止に追い込まれなければならないとしている我々の主張が、はたして正しいのか否か。もう一度、初心にかえつて検討するのも無駄なことではあるまいと考えたが項を追うことに血圧のあがつくるのを自覚した。高血圧の方は、最後までお読みにならないでいただきたい。

一、特試制度創設の経緯

昭和二十六年制定された税理士法は、その第六条に、税理士は税理士試験の合格者と同等以上の学識を有していると認定されれば、税理士の資格を有することとされた。ところが、新制度発足を機として、機械的に一線を印したため、すべり込みアウトになった人達から、クレームがつき附則第三十項に「昭和三十一年七月一日から五年間に限り、第六条の規定による税理士試験のほか、特別な税理士試験を行なう」と一項を加え、ここに特試制度を発足させたのである。まったくもつて思わず泣けてくる当局の思いやりではないか。

二、特試の目的

特試の受験資格のあるかたちは、実務経験者として、長い経験をおもちであるし、税理士試験合格者に優るとも劣らないものである。しかるに普通の税理士試験が、記憶力に重点をおいた筆記試験である。そこで、実務試験を生かす余地のある特試の採用となつたのである。

税理士試験の合格者でなければならぬことを定めたが、同法附則第五項で、同法施行の際、現に国または地方公共団体の職員である者で、もっぱら国税に関する事務に従事した期間が、それぞれ通算して十五年または二十年以上になるものは、政令で定める基準により、税法および会計学に関し、税理士試験の合格者と同等以上の学識を有していると認定されれば、

税理士試験の合格者を定める場合に五項目で、同法施行の際、現に国または地方公共団体の職員である者は、試験の成績によるほか、経験年数を参考して定めることができるものとする。」旨定めたのである。更にその後、「特試は、当分の間実施する。」様に改正し現在に至っているのである。すなわち短期間の恩情は、眞の恩情とは言えないといふことであるらしい。

三、特試の内容

さて、特試の内容であるが、筆記と口頭により行われる。普通の税理士試験と異なり著しい特徴をもつ特試の口頭試験は、筆記試験に対し補充的役割りをもつ制度と考えられているのである。従って筆記試験で合格点に達する点数(一八〇点)を得た人は、口頭試験を受ける必要のないことは勿論である。

第四条 本会の事務局は東京都渋谷区千駄ヶ谷五十一二〇一十一シルバービルにおく。
第五条 本会に次の役員を置く。
 一、会長 一名
 一、副会長 若干名
 一、理事 百名以内

第一条 本会は全国青年税理士連盟と称する。
第二条 本会の目的は、下記の通りとする。
 一、税理士制度の発展強化
 二、会員相互の研修及び親睦
 三、会員相互の連絡、提携及び資料交換

第三条 本会は、各地の青年税理士の団体及び個人をもつて組織する。
第四条 本会の役員及び会計監事は代議員総会において選任し、任期は、翌期定時代議員総会の日までとする。
第五条 但し、補欠選任者は前任者の残任期間とする。

第六条 本会の会議は定時代議員総会、臨時代議員総会、理事会とする。
第七条 会議の招集は会長が行なう。
第八条 理事会は役員をもつて構成する。定時代議員総会は毎事業年度終了後二ヶ月以内に招集し、臨時代議員総会は会長が必要ありと認めるととき又は代議員の三分の一以上

の者が会議の目的たる事項を示し得るとき又は代議員の三分の一以上

の者が会議の目的たる事項を示し得るとき又は代議員の三分の一以上

全国青年税理士連盟規約

もう一度競争するためのものでなく、一人でも多く合格させたいといふ「恩情的なばかり」は、まだある。税務職員等としての経験を尊重しているものであるから筆記及び口頭試験の満点(200点+100点)の一〇〇分の一〇に相当する点数(すなわち三〇点)と受験有資格年数を超える年数の一年に相当する点数(すなわち一年につき三点)とが加算される。この後者の場合、一年未満の端数があるときは一年(三点)とするのである。以上について具体例をもつて説明すれば、国税税務職員を二十九年一ヶ月経験した者は、加算点だけで、三〇点+一〇点の合計四〇点となり、筆記試験において、一四〇点を得点すれば、合計点数が、合格点の一八〇点となるので口頭試験を受ける必要はなく合格決定となる。一八〇点に達しなかつた者は、一人でも多く合格させたいという主旨の口頭試験を受けるのである。特試受験者および合格者は公表されていないが、受験者は三千名強であり、合格率は九〇%前後であることは、確実

である。「恩情的なばかり」は、まだある。税務職員等としての経験を尊重していいるものであるから筆記及び口頭試験の満点(200点+100点)の一〇〇分の一〇に相当する点数(すなわち三〇点)と受験有資格年数を超える年数の一年に相当する点数(すなわち一年につき三点)とが加算される。この後者の場合、一年未満の端数があるときは一年(三点)とするのである。以上について具体例をもつて説明すれば、国税税務職員を二十九年一ヶ月経験した者は、加算点だけで、三〇点+一〇点の合計四〇点となり、筆記試験において、一四〇点を得点すれば、合計点数が、合格点の一八〇点となるので口頭試験を受ける必要はなく合格決定となる。一八〇点に達しなかつた者は、一人でも多く合格させたいという主旨の口頭試験を受けるのである。特試受験者および合格者は公表されていないが、受験者は三千名強であり、合格率は九〇%前後であることは、確実

である。古い資料ではあるが、昭和四十一年の第一回の場合は、受験者数一、五八六名、合格者一四七名で合格率は八九%に達している。普通の税理士試験とは、比べようもない程、天と地の差

である。

第十二条

代議員総会は本会運営に関する事項を決議し、理事は代議員総会の決議に基づき会務を執行する。

代議員選任規程

第一条 (選任の対象)

本会の代議員は会員の中から選任する。

第二条 (選任の方法及びその数)

各団体における会員の互選により選任するものとし、その数は各団体の定数三名と更に会員数十五名につき一名とする。

第三条 (任期)

但し個人加入会員については十名につき一名とする。

第四条 (選任の方法)

会員の数は毎事業年度末の員数を基準とし定時代議員総会終了の日から一ヶ月以内に選任するものとする。

第五条 (選任の条件)

代議員の任期は次期代議員選任の日までとする。

第六条 (選任の方法)

但し欠員補充のため選任された者については、前任者の残任期間とする。

第七条 (選任の方法)

代議員の欠員については、三ヶ月以内にこれを補充しなければならない。

第八条 (選任の方法)

代議員の欠員については、三ヶ月以内にこれを補充しなければならない。

は、評点二以下となる筈である。

問題であり、試験時間は三時間である。

商業高校一年生の一学期終了時この問題を八〇%出来ない生徒

は、評点二以下となる筈である。

[第二問] 50点

- 次の取引について、仕訳を示しなさい。
- 遠隔地のA商店から商品800,000円を掛で仕入れ、貨物引換証を入手した。
- 売掛金350,000円と受取手形500,000円が回収不能となったので貸倒損失にした。
- 額面2,500,000円の為替手形を銀行で割引き、割引料20,000円を差引き、手取金を当座預金に預入れた。
- 小口現金として用度係に50,000円を小切手で渡した。
- 商品650,000円を売上げ、代金として当店が振り出した小切手350,000円を受取り、残額は掛とした。

(二) 次に示す仕訳から取引を推定しなさい。

1. (借方) 貸倒引当金	80,000円	(貸方) 貸倒引当金戻入	80,000円
2. (借方) 仕 入	600,000円	(貸方) 当座預金	450,000円
3. (借方) 割引手形	1,000,000円	(貸方) 越形賃金	150,000円
4. (借方) 受取家賃	30,000円	(貸方) 手家資本	1,000,000円
5. (借方) 当 座	12,000,000円	(貸方) 株式発行差金	30,000円
			10,000,000円
			2,000,000円

第十三条

本会は必要に応じ部会及び委員会を設けることができる。

第十四条

本会は必要に応じ部会及び委員会を設けることができる。

第十五条

本会の経費は会費、寄付金、その他収入をもって支弁する。

第十六条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第十七条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第十八条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第十九条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第二十条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第二十一条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第二十二条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第二十三条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第二十四条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第二十五条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第二十六条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第二十七条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第二十八条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第二十九条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第三十条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第三十一条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第三十二条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第三十三条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第三十四条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第三十五条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第三十六条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第三十七条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第三十八条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第三十九条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第四十条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第四十一条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第四十二条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第四十三条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第四十四条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第四十五条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第四十六条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第四十七条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第四十八条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第四十九条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第五十条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第五十一条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第五十二条

本会の経費は会費、寄付金、そ

第五十三条

本会の絏費は会費、寄付金、そ

第五十四条

本会の絏費は会費、寄付金、そ

第五十五条

本会の絏費は会費、寄付金、そ

第五十六条

本会の絏費は会費、寄付金、そ

第五十七条

本会の絏費は会費、寄付金、そ

第五十八条

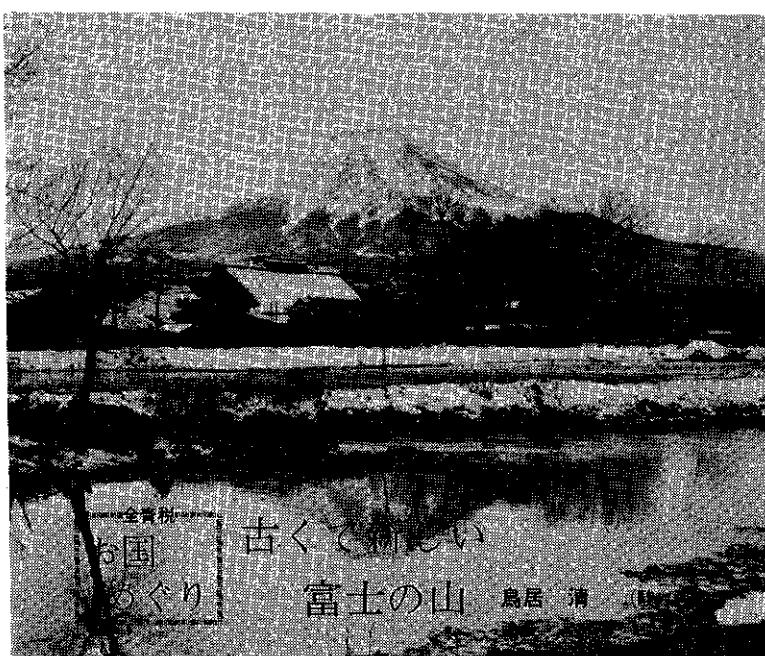
本会の絏費は会費、寄付金、そ

第五十九条

本会の絏費は会費、寄付金、そ

第六十条

本



駿河青年税理士クラブが、皆様のお陰をもって、この度誕生しました。駿河の最も駿河らしいものといえば、先ず富士山をもつて他にはない。今更改めて説明する必要がない程、有名な日本一の山である。立山、白山と共に日本三名山の一つといわれ、不二山、不尽山と洒落て読む事もある。静岡県と山梨県の境にそびえ、わが国

第一の高山、三七七六米である。今は休火山であるが、史上度々噴火し特に一七〇七年に大爆発して宝永山を作った。典型的な円錐の富士の線は絶妙な美しさがある。我々静岡県の税理士は、雨天を除いて毎日のごとくこの日本

の象徴をおおぎ見る事が出来るだ

け幸福であるが、実際には、女房のように空気のような存在で別にさしたる感動も生じないのだが、ある晴れた風の強い冬の日に(風)火山で美しい裾野を引く、横山大雲の富士の線は絶妙な美しさがある。

澄んだ空にとけて見にくい、やはり雪をいただいた冬が最高だ。

仕事に行く途中で車窓ごしに、ふと富士山が目に入る事がある。その時は、美しさと氣高さに改めて感動する。

「富士は古いが、常に新しいもの」という山口鶴子の言葉は、実に感銘深いものがある。この富士山を主材とした文学は昔から枚挙にいとまがない。

短歌では、わがクラブの地、沼津に住んだ事のある若山牧水の富士よゆるせ

今宵は何の故もなう涙はてなし汝を仰きて

海のあなたおぼろに富士のかすむ日は胸のいたみの常に増しにき

これらに若き日の感傷が溢れて

いる。わが門へ眺むる富士は

大方は見つくしたれどいよいよ飽かぬかも

急げてくるしき時は

門に立ち仰ぎわびしむ
富士の高嶺を

以上は牧水が沼津に転住後の作

俳句では、富安風生の

初富士を梅の針枝のひたつむ

初富士や茶山の上にかくれなし

いざれも沼津の静浦浜に新年を迎えた折の作である。

小説においても数多くあるが、太宰治の「富岳百景」は、彼が御坂峠の茶屋に滞在中の見聞記である。

その中に「富士には月見草がよく似合ふ」と言うくだりがある。

簡潔な文章だが、日本画のような美しさを感じる。実際に月見草を富士にかざして見たことないが、色相からいっても、ほんとうによく似合いそうだ。

今年の富士登山は空前の人出のうちに八月末で閉山した。

こう書く私もまだ富士登山はしがたがない。余りに近くあるせいだろうか、来年こそは是非登山して見ようと思う。

そうでないと静岡県に生まれた甲斐が、いや日本に生まれた甲斐がないからである。

編集後記

1976年版
書込み式

▶年末・年始のご贈答に——顧問先に喜ばれる

税経カレンダー

をご利用ください

B4版(タテ25.5センチ・ヨコ35センチ)特価400円

■ビニール・ケース入り。卓上・壁掛兼用型。20冊以上表面に先生の事務所名・TELを金文字で印刷します。

—お申込は— 税経月報社 東京都文京区関口1-10-18
TEL 03-268-0570(代)

第八回定期代議員総会の特集と新役員の紹介、就任の抱負、各単位会の活動状況等を中心編集致しました。期限内発行に努力致しましたので、御多忙中、無理な原稿依頼をお願いしましたが、御協力ありがとうございました。
今後とも、よろしく御協力の程をお願い致します。